

一般職試験(大卒程度試験) 2023-2024 採用案内

農林水産省 植物防疫所



PLANT PROTECTION STATION
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

植物防疫所は、 植物の病害虫の被害から日本の農業と緑を守ります。

- 海外からの病害虫の侵入を防止します。
- 国内の病害虫のまん延を防止します。
- 病害虫の侵入・まん延防止のため調査研究を実施します。
- 病害虫のない安全な日本産農産物の輸出に貢献します。

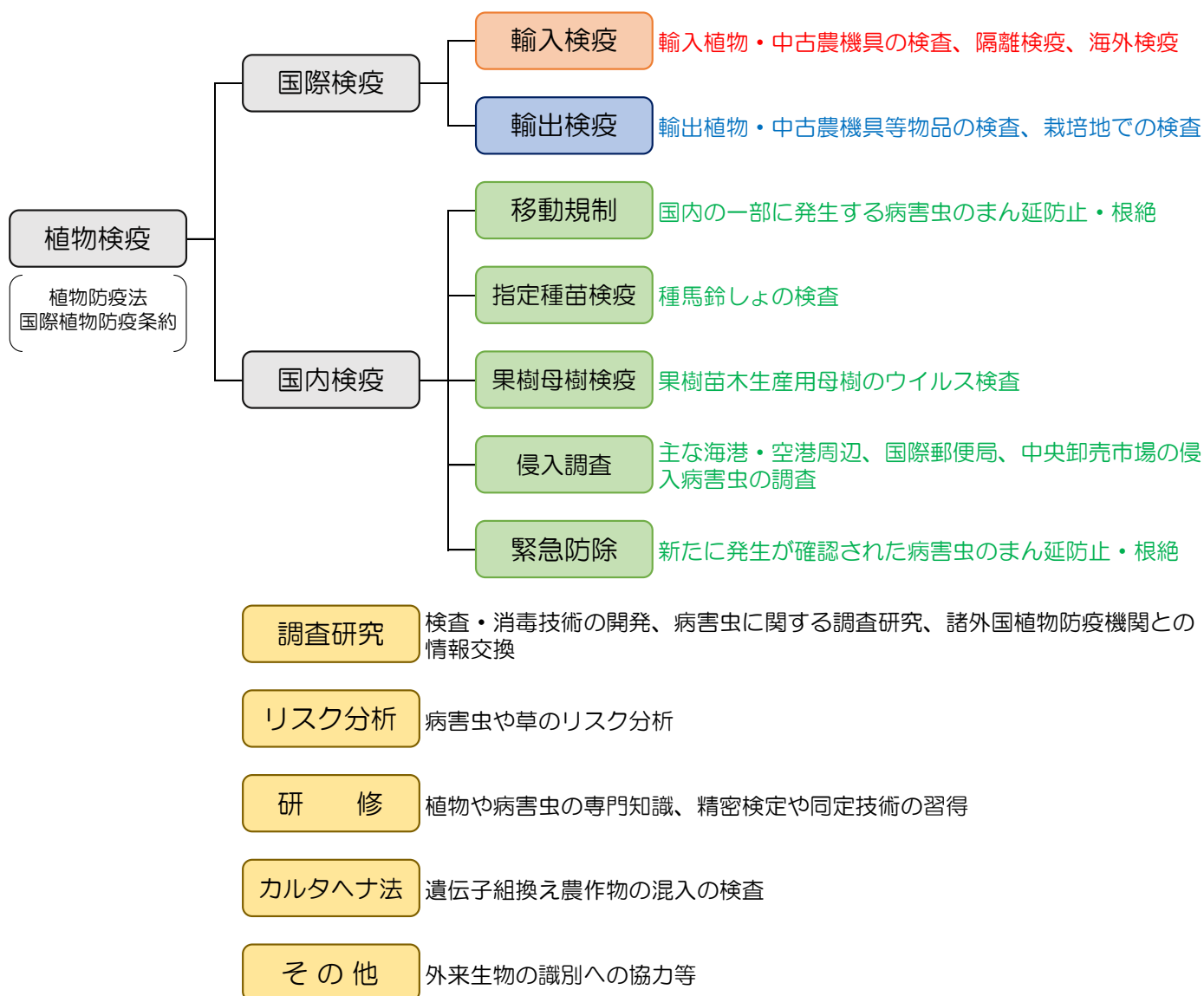


- 植物防疫所は、港や空港を中心に全国に張り巡らされたネットワークを活用し、日々、病害虫の侵入防止や、被害拡大を防ぐための取組を行っています。
- 職員のスキルアップや業務の的確な実施のため、様々な研修が実施されているほか、農林水産本省、試験研究機関等との交流や海外で働く機会もあります。
- 遺伝子診断を用いた業務も実施するなど、皆さんの能力を発揮できる環境が整っている職場です。

植物防疫所の仕事紹介

植物防疫所では、日本の植物に被害をもたらす海外からの病虫害の侵入を防ぐため、全国の主要な港や空港で「輸入検疫」を行っているほか、諸外国の求めに応じた「輸出検疫」を行います。

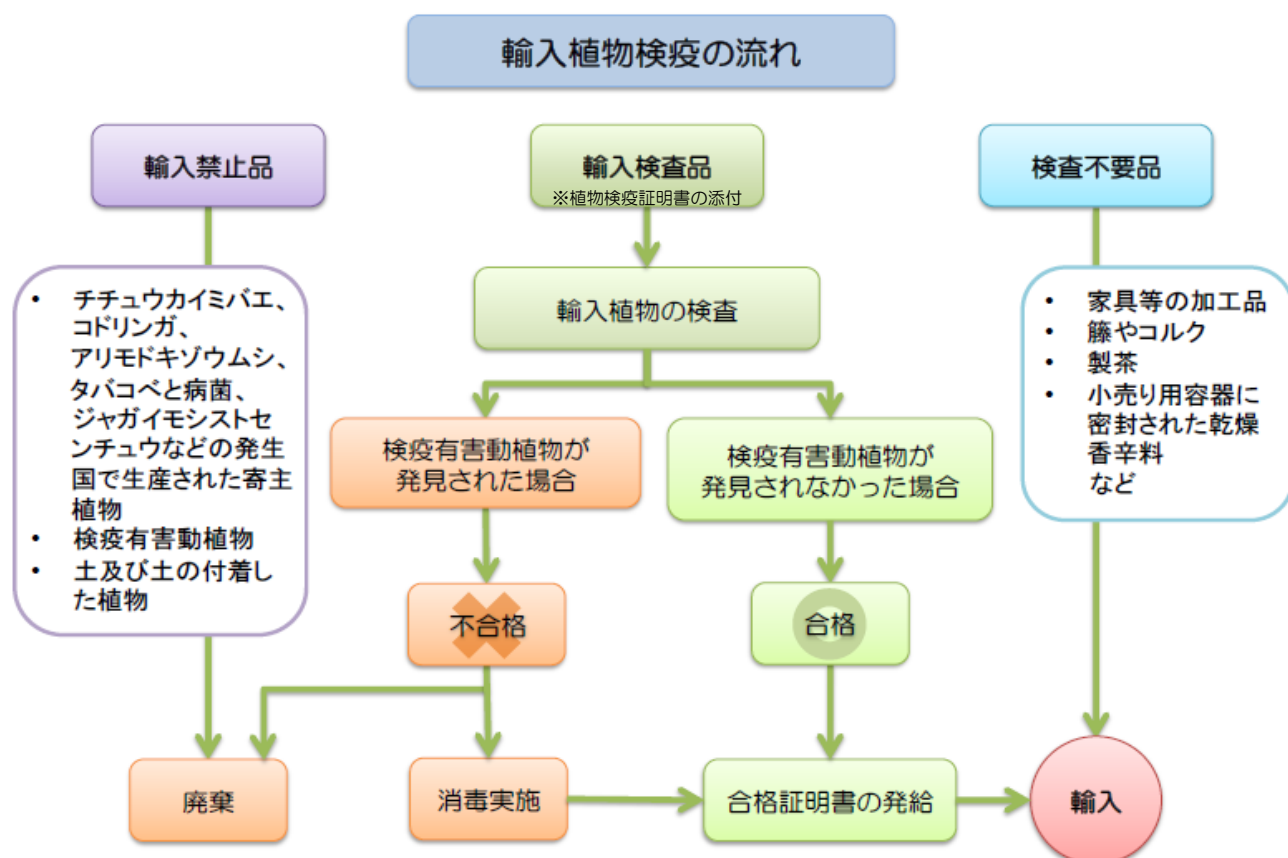
また、国内の一部で発生している病虫害のまん延を防ぐ「国内検疫」などの業務を行い、日本の農業と緑を守っています。これらの目的を達成するため、植物防疫所には専門的な資格を有する植物防疫官が配置されています。



輸入検疫

日本は世界有数の農産物輸入国であり、穀類、豆類、果実、野菜、木材、切花、球根、種子などが船舶や航空機で輸入されています。

海外から輸入される植物などに付着して病害虫が侵入することを防ぐため、全国の主要な港や空港に植物防疫所を配置し、輸入検疫を実施しています。



令和5年4月1日に施行された改正植物防疫法により、これまで輸入植物検疫の対象とされていなかった中古農機具が新たに検疫の対象に追加されました。



コンテナで輸入された植物の検査



空港での携帯品の検査

旅客携帯品検査

海外から入国する旅行客が手荷物として持ち込む植物に付着して病害虫が侵入することを防ぐため、到着ロビーの税関検査場内にある「植物検疫カウンター」で、輸入検疫を行っています。

現在、主要空港では検疫探知犬が導入され、外見では見分けがつかない手荷物の検査対象物を探知してハンドラーに伝えることで、輸入禁止品等の発見に高い効果を果たしています。

生物検定・隔離検疫

果樹・いも類などは、接ぎ木や挿し木、あるいは種いもで増殖させますが、海外から輸入されるこのような植物がウイルス病などに感染していた場合、国内で新たな伝染源となって、他の健全な植物に大きな被害を与えてしまいます。

これらの植物のウイルス病は、港や空港での検査だけでは確認できないので、隔離された温室などで一定期間栽培し、検定植物を利用した検査、電子顕微鏡観察、遺伝子診断など、複数の技術を組み合わせて精密な検査を実施しています。

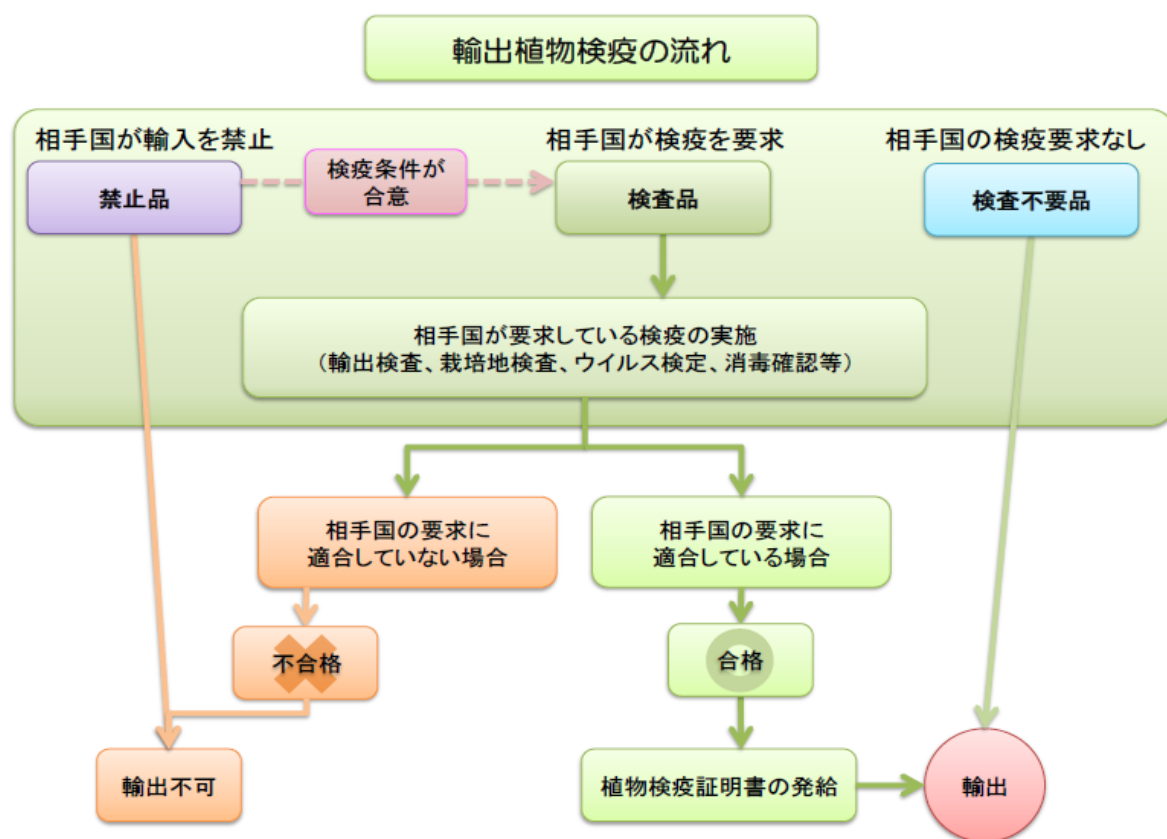


ほ場における接種検定

輸出検疫

諸外国も自国の農産物を病害虫から守るため、輸出国に植物検疫に関する要求を行っています。そのため、日本の農産物を外国に輸出する場合、輸出先国の植物検疫要求事項をクリアすることが必要です。輸出植物や相手国が対象としている病害虫の種類によって要求内容が異なっており、要求に応じた検査を実施しています。

例えば、輸出時の検査のほか、輸出前のPCR等の精密検査、栽培地での生育中の検査なども実施しています。また、特に相手国が侵入を警戒している病害虫が対象の場合は、その国の検査官が来日して合同で検査を行う場合もあります。



令和5年4月1日に施行された改正植物防疫法により、新たに農林水産大臣の登録を受けた者（登録検査機関）が輸出植物等の検査の一部を行うことが可能となりました。ただし、植物検疫証明書の交付は植物防疫所が実施します。



栽培期間中の検査や輸出時の検査

国内検疫



ほ場調査風景

緊急防除

新たに国内に侵入した病害虫や国内の一部に発生している病害虫がまん延して農作物に重大な被害を与えるおそれがある場合には、植物防疫法に基づく「緊急防除」が実施されます。

過去の例では、鹿児島県でイモゾウムシとアリモドキゾウムシ、鹿児島県奄美市等でミカンコミバエ種群の緊急防除が行われ根絶が確認されました。

現在、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を北海道の一部で、テンサイシストセンチュウの緊急防除を長野県の一部で、アリモドキゾウムシの緊急防除を静岡県の一部で実施しています。

移動規制

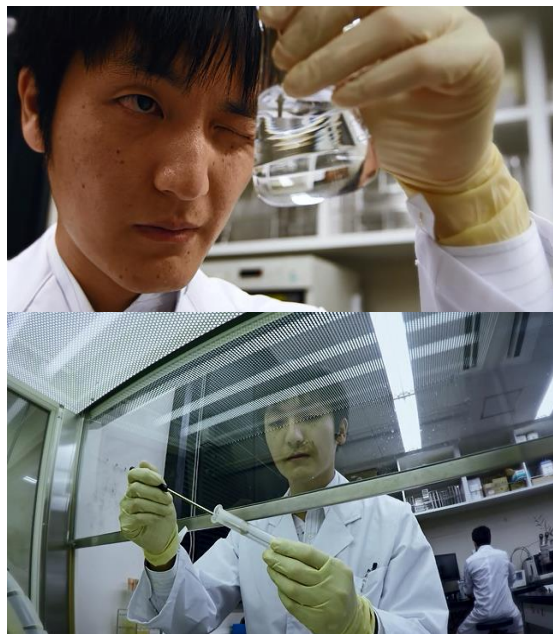
沖縄・奄美・小笠原などにはアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病など農作物に重大な被害を与える病害虫が発生しています。これらの病害虫を他の地域へ拡げないため、植物防疫法により、発生地域からは寄主となる植物類（サツマイモ、カンキツ類の苗木など）の持出しが規制されています。

このため、発生地域の港や空港から貨物や乗客の手荷物として持ち出されないよう取締りを行うとともに、規制の内容を紹介する広報活動にも取り組んでいます。



那覇空港国内線での広報活動

最新の技術・情報を



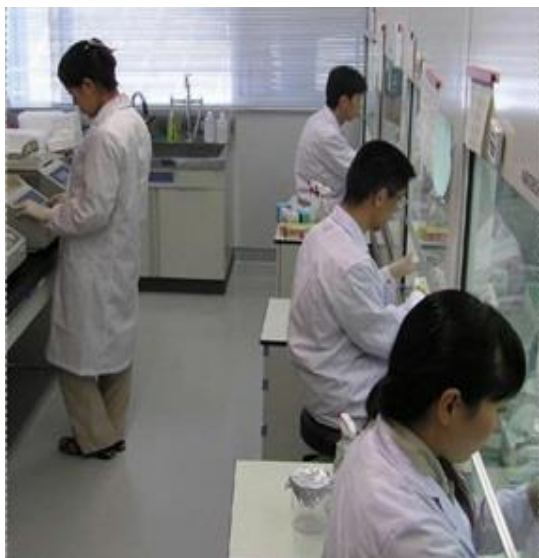
調査研究部での技術開発

調査研究・リスク分析

植物検疫を的確に実施するためには、絶えず最新の情報を収集し、植物検疫の現場に活かすことが重要です。

このため、植物防疫所では病害虫に関する調査研究や消毒技術の開発、多種多様に存在する病害虫や草のリスク評価などを行う専門の施設・体制（調査研究部・リスク分析部）を横浜に整備し、様々な課題に取り組んでいます。

また、国内外の学会等にも積極的に出席し、最新の研究成果に関する情報収集や研究成果の情報発信に努めています。



遺伝子診断による検査

遺伝子診断による精密検定

目視検査や顕微鏡での識別が困難な病害虫には、遺伝子診断（PCR法）等の分子生物学的手法を導入して精密検査を実施しています。

この他「カルタヘナ法」に基づき、輸入種子などに未承認の遺伝子組換え生物等（LMO）が混入していないかどうかの検定も実施しています。

海外での活躍

海外検疫

日本は、果樹などの農作物に重大な被害を与えるチチュウカイミバエ、コドリングア、火傷病菌などの侵入を防ぐため、これらの病害虫が発生している国からは、植物防疫法に基づき、寄主植物の輸入を禁止しています。

一方、発生国であっても、消毒技術の開発や無発生地域の設定など、日本への侵入を防ぐ措置が確立された場合には、一定の条件を付して輸入を解禁しています。

実際に輸入する場合は、植物防疫官が輸出国に赴き、輸出国が行う消毒や輸出検査など定められた条件が実際に守られているかを確認しています。



輸出国での消毒確認業務

国際会議

輸出入の植物検疫は、世界貿易機関（WTO）で制定された「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）」や「国際植物防疫条約（IPPC）」に従い、科学的な根拠に基づいて実施しなければなりません。

IPPCでは、植物検疫の国際的なルールである「植物検疫に関する国際基準（ISPM）」を策定する活動をしており、日本も、各種国際会議に植物防疫官を派遣し、これらの国際基準策定に積極的に貢献しています。

また、アジア太平洋地域の植物検疫会合にも若手を含む植物防疫官を派遣し、各国の植物検疫担当者とともに、国際植物検疫の課題について意見交換を行っています。



国際会議への積極的参加

先輩職員からのメッセージ

横浜植物防疫所 調査研究部 病菌担当（横浜市中区）勤務
令和2年度入省（化学）



栽培植物の管理の様子



私は調査研究部の病菌担当に所属しています。調査研究部では、輸出入・国内検疫の場面において必要とされる、病害虫の検査・検出、同定診断、消毒等に関する技術の開発・改良、それらに係る情報の収集を行っています。新しい技術を取り入れながら、より効率的な植物検疫の実現のために日々努めています。

病原体の場合、感染していても肉眼では確認できないことがあり、気づいた時には広範囲に拡大していることがあります。一旦広まってしまうと、その防除は容易ではないため、検疫では未発生地域への分散を防ぐことが重要であり、移動時に確実な検定を行う必要があります。調査研究部で検討した検定方法は、全国の植物防疫所に共有されるため、重圧も感じますが、その分、気合も入ります。まだまだ知識不足で困ることも多いですが、頼れる先輩方に相談しながら日々奮闘しています。

一口に植物防疫所と言っても、内部には多様な仕事があります。私自身、現担当に異動してくるまでは港で検査をしていたので、最初は業務の違いに戸惑うこともありました。特に調査研究部は港や空港の検査現場と異なるのですが、どこでも配属された場所でしかできない経験がたくさんあります。私がお伝えできるのはほんの一部ですが、皆様が働く姿をイメージする助けになれば嬉しく思います。植物防疫所の仕事に少しでも興味を持っていただけた方は、業務説明会やインターンシップにも是非参加してみてください。

1日のスケジュール

- 8:30 業務開始、メールチェック、栽培している植物の管理
- 9:30 植物からの核酸抽出
- 12:00 昼休み
- 13:00 PCR検定、関連文献の調査
- 16:00 実験結果のまとめ、担当上司と今後の方針の相談
- 17:15 業務終了



横浜植物防疫所 成田支所 第1PTB旅客検疫担当（千葉県成田市）勤務 令和3年度入省（農学）



植物検疫カウンターでの輸入検査風景



私は、毎日、世界各国から多くの方々が入国される日本の玄関口である成田国際空港で旅客検疫業務に従事しています。旅客担当の業務は、携帯品として輸入される植物等の検査、携帯品や郵便物として日本から輸出される植物等の検査、病虫害の侵入調査、植物検疫の広報活動など多岐にわたります。

特に輸入検査業務は、海外から入国するお客様が手荷物として持ち込む植物に付着して病虫害が日本に侵入することを防ぐ重要な仕事です。世界各国からお客様が入国されるので、日本の植物検疫制度の説明等が難しいこともあります。先輩方の対応を見て日々勉強しています。日本への侵入が特に警戒されている害虫や日本では見かけない植物を目にすることもでき、とても面白い職場です。また、出国ロビーでの広報活動や小学校での植物検疫紹介教室を通して、植物検疫の重要性を伝える活動も行っています。

専攻外の分野であっても、興味を持ったことに挑戦してみることで、新たな発見があるかもしれません。学生時代に昆虫や病菌を専攻していない方でも、採用後には研修もあり、経験豊富な先輩方に相談できる環境なので、心配ありません。興味を持たれた方は、ぜひ業務説明会や官庁訪問に足を運んでみてください。また、YouTubeの「ぴーきゅんチャンネル」でも職場の雰囲気を感じていただけたと思います。皆さんと働く日を楽しみにしています。

1日のスケジュール（空港シフト勤務）

- 8:30 業務開始、植物検疫カウンターにて輸入検査
受信メール確認、輸入禁止品等の廃棄処理、病虫害の寄生調査
- 12:00 昼休み
- 13:00 輸出検査、問い合わせ対応、広報活動
- 17:00 業務終了





輸入青果物の検査風景



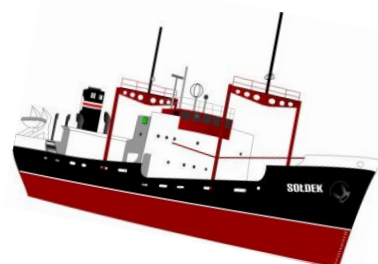
私が現在勤務している本船貨物担当は、専用船に積まれてくるバナナ、パイナップルなどの青果物、ダイズ、トウモロコシなどの穀類の検査を主に行っています。これらの検査を的確に行うために、検査に先がけて検査申請書や関係書類等で輸入品目の数量やその輸入条件の確認を行ったり、検査後には合否判定を出すために検査で発見した病害虫の判定を行ったりしています。また、海外から侵入した病害虫が発生していないか輸入港周辺における病害虫の発生状況を調査するなど、様々な業務があります。これらの検疫業務は悪天候中でも作業を行うことがあり、つらい面もありますが、日本の農業を危険な病害虫から守ることを目的とした重要な仕事であり、日々やりがいを感じています。

現在は植物検疫のエキスパートとなるため勉強中ですが、入省1年目には初任者向けの害虫・病菌・線虫・法令の研修があり、害虫の識別方法や病菌や線虫の検出方法など、必要な知識や技能を学習できます。また困ったことや気になることは職場の先輩がわかりやすく丁寧に解説してくれるため、安心して業務に励むことができます。

最後にこれから就職活動を行う皆様へ、伝えたいことがあります。自分の得意分野以外の職種・分野であっても、一度は見聞きして自分がどのように感じたかを考えてほしいです。様々な経験を積むことで、自分自身のことをより知るきっかけにもなり、本当にやりたいことが見つかると思います。植物防疫所では業務説明会やインターンシップを開催していますので、ぜひご参加ください。

1日のスケジュール

- 8:30 検査準備
- 9:30 検査（バナナ・パイナップル）
- 12:00 昼食
- 13:00 検査で発見された病害虫の識別
- 15:00 検査終了後の申請書等の書類の確認
- 16:00 その他種々の書類の確認
- 17:15 業務終了





遺伝子診断による検査風景

私は現在、輸出検疫の業務をしています。主に、日本から海外へ輸出される植物が輸出相手国の求める検疫条件に適しているか検査をしています。

輸出検疫では、盆栽等の栽培地や生花市場に向いて切り花の検査をすることもあります。また、肉眼による検査だけでなく、苗や種に付着する菌の培養検定やPCR技術を用いてウイルス等に感染していないかの検定を行うことも多いです。様々な技術や機器を駆使して病虫害の有無を調べ農産物の輸出促進につながる、やりがいがあって面白い仕事です。

検査業務以外にも、諸外国の検疫条件の調査等にも業務として携わっています。英語だけでなく、様々な言語の翻訳を行うこともあり、根気が必要なこともあります。知識や経験の不足からいろいろ大変なこともありますが、幅広い分野の業務経験、専門的な技術や知識を得ることのできる職場です。私は学生時代は昆虫を研究対象としていたので、病菌などについては初心者でしたが、わからないことは経験豊富な先輩方に気軽に相談できる職場環境なので安心して仕事に励んでいます。

採用後には研修もあり、大学の専攻が害虫や病菌以外の方でも心配ありません。官庁説明会やインターンシップにも是非いらしてください。



1日のスケジュール

- 8:30 業務開始、メール確認など
- 9:00 輸出検査業務
- 12:00 昼休み
- 13:00 PCR検定、申請内容の書類審査など
- 17:15 業務終了





侵入警戒トラップ調査の様子



私は現在、海外からの侵入を警戒している日本未発生的重要病害虫が侵入・まん延しないよう、対象病害虫を早期発見するための侵入調査と発見した際の防除を行う国内検疫の業務に従事しています。

私が所属する門司植物防疫所は、九州一円を管轄し、地理的にも中国や台湾に近いことから、近年、九州南部を中心に果物や果菜類に大きな被害を与えるミカンコミバエ種群の飛来する事例が増え、雄成虫を誘引する物質を利用したトラップによる発生状況調査や各県と連携して実施する防除対応が業務全体の中で大きなウエイトを占めるようになりました。

現地での調査や防除に参加したり、対策会議用の資料や対応状況の報告書を作成したりと、大変なこともありますが、「日本の農業を守っている」という実感があり、やりがいを感じることができます。

植物防疫所の業務は、国内検疫以外にも輸出入検疫、外国に赴いて実施する海外検疫、広報、調査研究など幅広い業務があり、植物検疫に興味がある方はもちろん、「日本の農業に貢献したいけれど、具体的に何をしたいかわからない」と思っている方はぜひ、業務説明会やインターンシップに参加してみてください。

1日のスケジュール

- 08:30 業務開始、メールチェック等
- 09:00 侵入調査
- 12:00 昼休み
- 13:00 誘殺された虫の同定
- 14:00 調査結果や対応事例の取りまとめ事務
- 17:15 業務終了



事務所の車を運転して調査へ！！

那覇植物防疫事務所 輸出及び国内検疫担当（沖縄県那覇市）勤務 平成28年度入省（農学）



移動規制の広報活動風景



私は現在、主に国内検疫業務に従事しています。植物防疫所では、海外からの病虫害の侵入を未然に防止する輸入検疫を行う一方で、国内に侵入・発生した重要病虫害のまん延防止のための防除や調査も行っています。

特に沖縄等の南西諸島では、サツマイモやカンキツ類に大きな被害を与える病虫害が発生していることから、本土等へのまん延を防ぐため、一般の方や観光客を対象に、そのような病虫害が寄生する植物類を県外へ持ち出さないよう周知活動を行うことも重要な業務の一つです。空港や港等で植物防疫所のポスターやリーフレットを見かけたら、是非一度ご覧ください。

私の働いている那覇植物防疫事務所は沖縄県にありますので、沖縄県で発生している病虫害の防除や調査といった業務が多くなります。このように勤務地域により業務の特色があるのも植物防疫所の魅力の一つだと思います。

写真は植物防疫所公式キャラクターである「ピーきゅん」と港で広報活動をしているときのものです。ピーきゅんの活躍はYouTubeの「ピーきゅんチャンネル」でも見られます。植物防疫所の雰囲気がある部分もあるかと思いますので、まずは動画から見てみてはいかがでしょうか。

1日のスケジュール

- 8:30 業務開始、メールチェック、報告や広報等の資料作成
- 10:30 ほ場管理、広報等に用いる植物や病虫害を管理
- 12:00 昼休み
- 13:00 港で移動規制植物の取締り
- 15:00 病虫害の防除調査に関する準備、メールチェック
- 17:15 業務終了



採用スケジュール・研修・福利厚生

採用予定数

一般職試験（大卒程度試験）【農学・化学・林学区分】

採用予定時期	採用予定人数
令和6年4月1日 （一部 令和5年10月1日）	40名程度 （うち若干名）

最近5年間の採用状況（一般職試験（大卒程度試験）【農学・化学・林学区分】採用、（うち女性））

人事院試験 実施年度	平成30年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
採用者数	26（13）	32（17）	45（29）	40（21）	37（25）
うち中途採用	2（2）	5（2）	3（1）	4（4）	5（1）

採用スケジュール（※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合があります。）

「業務説明会」、「官庁訪問（採用面接）」、「最終採用面接」の日程や参加方法等の最新情報は、植物防疫所ホームページをご覧ください。
ホームページから参加の事前予約が可能です。



※ 橙色は人事院、緑色は植物防疫所（農林水産省）が実施主体です。



給与・勤務時間等

初任給等について

基本月額185,200円（学部卒）〔198,500円（修士卒）〕が支給されるほか、諸手当（扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、単身赴任手当等）が支給されます。これはどの省庁でも原則同等です。

この他、年に2回（6月と12月）賞与（ボーナス）として、期末手当、勤勉手当が支給されます。
また、年1回の昇給があります。

勤務時間について

通常の勤務時間は、8時30分～17時15分です。

大都市部で時差通勤を実施している官署では、① 8時30分～17時15分、② 9時00分～17時45分、③ 9時15分～18時00分の3タイプがあります。成田支所、羽田空港支所、中部空港支所、関西空港支所などでは夜勤を含む交替制勤務となっています。

各種休暇等について

年次休暇(有給)は年間20日（採用初年は15日（4月採用の場合））です。年次休暇は最大で20日まで翌年に繰り越してできます（その場合、年間最大40日となります）。

その他に、特別休暇（結婚休暇5日、夏季休暇3日等）、病気休暇があります。

研修の体系

組織の財産は「職員」です。植物防疫所の職員には、行政執行能力、業務に必要な技術力、問題解決・情報分析能力、語学力等が求められます。

このため、農林水産省職員としての研修に加え、「植物防疫所研修センター」（横浜市）を活用した植物防疫所独自の体系的な研修を行っています。

このほかに、職場内でもゼミナール、講習会を随時行っており、採用後、業務に必要な技術・知識を身につけることができます。

	植物防疫所	農林水産省全体
採用年	植物防疫所初任者研修	採用者研修（高尾コース、つくばコース）
3～5年	植物防疫官フォローアップ研修 【植物防疫官発令2年目】	係長養成研修
5～15年	植物防疫官専門研修 （海外検疫コース） （高水準外国語コース）	係長フォローアップ研修 課長補佐等養成研修 課長補佐等フォローアップ研修
20年～		管理者研修、幹部研修
植物防疫官 発令後随時 （希望者のみ）	植物防疫官エキスパート育成研修 【植物防疫官発令2年目以降】 （害虫コース）（植物病理コース） （線虫コース）	

※海外での研修

人事院やJICA（独立行政法人国際協力機構）が主催する海外留学や国際機関への派遣等の研修にも応募できます。

配属・配置換等

職員として採用後、1つのポストに概ね2～3年といったサイクルで人事異動があり、各業務を経験することになります。また、当初配属された植物防疫所の管轄地域内のみならず、全国の植物防疫所での勤務、農林水産本省などに出向し植物防疫、農林水産行政の企画、立案を担当するなど、幅広く活躍する機会が多くあります。

各勤務地には宿舍が整備されています。

その他

海外出張

条件付輸入解禁植物の消毒確認業務等のため、20数カ国に年間70人～80人の職員が1週間から4か月程度出張しています。

この他、短長期の国際会議が開催されており、経験等に応じて参加し、諸外国と交流できる機会が多くあります。

海外勤務

上記の海外での研修のほか、F A O（国際連合食糧農業機関）等国際機関での勤務や外務省に出向して在外公館勤務の機会があります。

試験研究機関への派遣

国内の農業関係試験研究機関に出向する機会があります。出向期間はおおよそ3年程度で、昆虫学、植物病理学等植物防疫業務と関係が深い分野の研究室に配属されて、基礎から応用までの幅広い分野の試験研究業務に従事します。

両立支援制度の取組

男性・女性ともに、子供を養育する職員や家族を介護する職員が利用できるワークライフバランスの実現に向けた両立支援制度が整備されています。

植物防疫所は子育てと仕事の両立支援職場のモデルとなることを目指しています。

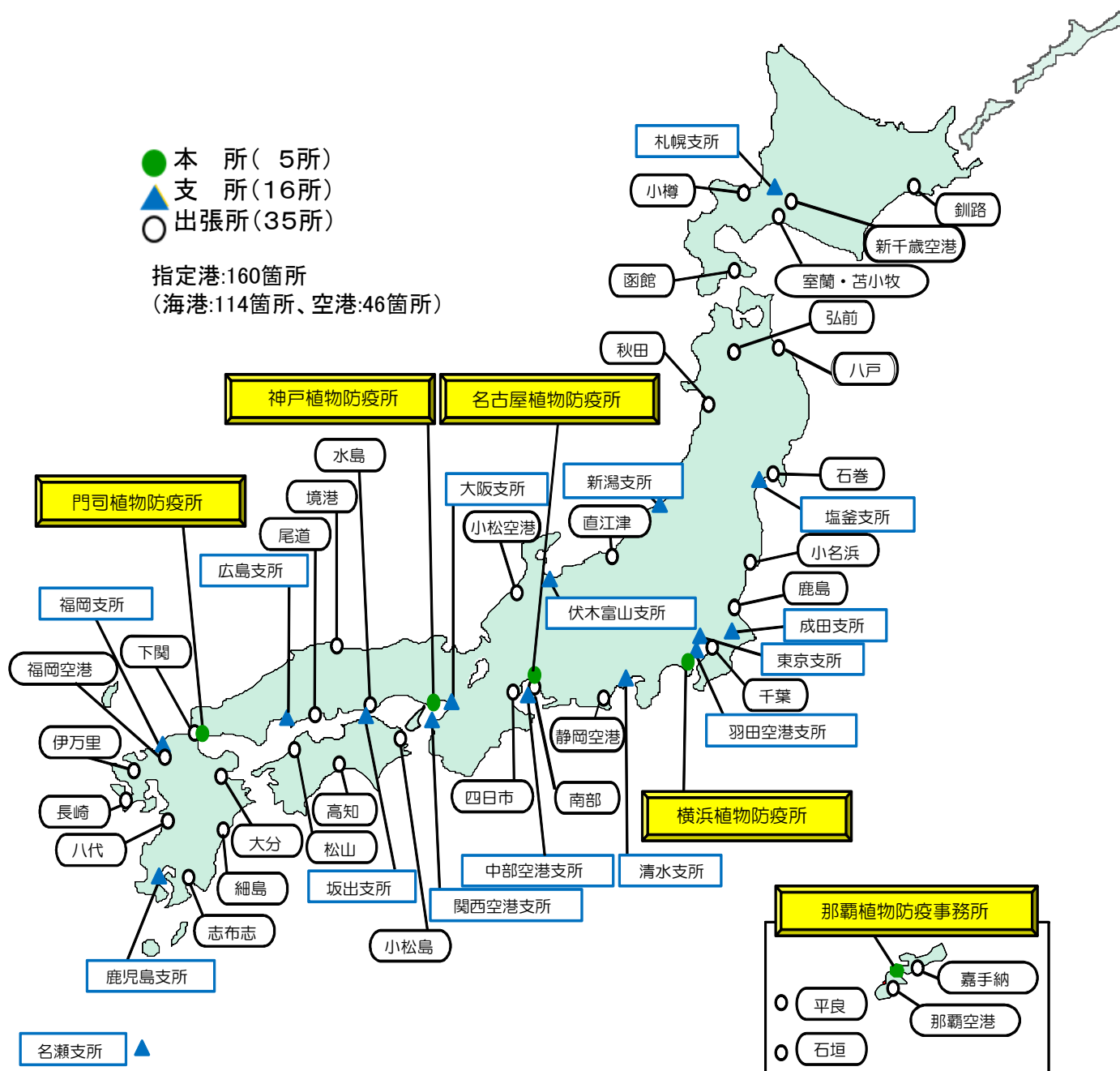
植物防疫所における育児休業等の取得状況

育児休業取得率は、女性100%・男性100%（令和3年度）となっています。特に男性の育児休業取得率は、全省庁平均62.8%（令和3年度）と比べても大変高くなっています。

男性職員が配偶者の出産等に伴い取得できる休暇の取得率は、配偶者出産休暇は100%、育児参加のための休暇は100%（令和3年度）となっています。両制度を合わせた5日以上取得率は88.9%となっています。



植物防疫所の所在地一覧

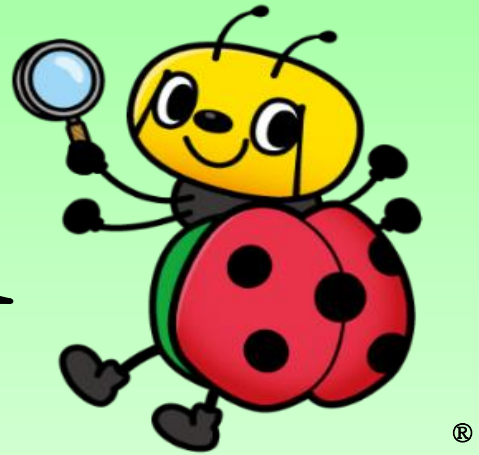


【植物防疫官数の推移】

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
植物防疫官 (人)	947	963	972	978	984

植物防疫所の採用に関するお問合せ先

**“植物防疫所 採用”
で検索してね！**



植物防疫所公式キャラクター
「ぴーきゅん」

横浜植物防疫所

担当係：総務部庶務課人事第1係 TEL 045-211-7150
〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内

名古屋植物防疫所

担当係：庶務課人事係 TEL 052-651-0111
〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内

神戸植物防疫所

担当係：庶務課人事係 TEL 078-331-2806
〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内

門司植物防疫所

担当係：庶務課人事係 TEL 093-321-1404
〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内

那覇植物防疫事務所

担当係：庶務課庶務係 TEL 098-868-0715
〒900-0001 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎内



植物防疫所
ホームページ



農林水産省YouTube公式チャンネル
【BUZZMAFF】ぴーきゅんチャンネル

